

『子どもの権利条例（仮称）素案』への質問・意見および市の考え方（市民意見交換会）

≪開催日程≫

- 11月26日（土）10：00～ （武蔵野市民会館集会室）
 11月29日（火）18：00～ （武蔵野市役所601会議室）
 12月 3日（土）14：00～ （武蔵野商工会館市民会議室）

（来場者数：42人、意見件数：107件）

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
1	11/26	36ページに「条例の推進体制について」というイメージ図がありますが、条例が議会で可決承認された後の計画策定、決定、実施のプロセスの中では、市議会には付議されないと思います。議員さん、我々市民の関与がどういう形でできるのか、このイメージ図に基づいてご説明ください。	子どもの権利条例を土台として、令和5年度、6年度にかけて、新しい第六次子どもプラン武蔵野を策定します。子どもプラン武蔵野については、パブリックコメント、市民アンケート等で市民の皆さまのご意見を伺い、議会にも報告しながら策定します。その計画に基づき施策を実施したときに評価・検証するのは、子どもの保護者や有識者を含めた「子どもプラン推進地域協議会」になります。また、評価・検証の際に、必要に応じて子どもや子どもの権利擁護委員の意見も聞く予定です。そのほか、子どもプラン武蔵野に基づき施策を実施するに当たって、議会では毎年、予算・決算の審議をいただくこととなります。
2	11/26	私は、検討委員会に出席して、いろいろ検討してきましたが、先ほどご説明の中で、議論をしたという話に対しては反対の立場です。なぜかという、検討委員会自体は、9回ありましたが、実質8回×2時間、16時間です。その中で委員長が話したのが半分ぐらいだと思います。その中で意見表明はしましたが、議論はほとんどしていないというのが私の意見ですので、もっともっと深い議論が必要だと感じております。拙速に決めようとする市政の態度が私は理解できません。	ご意見として承ります。検討委員会は、令和3年5月から令和4年8月まで、ほぼ2か月に1回、2か年度にわたり9回開催されました。限られた時間の中で活発にご議論ご検討いただいたと考えております。また、検討委員会では発言できない部分を事前にアンケート等でご意見をいただいたり、検討委員会と検討委員会の合間に子どもを支援する施設等を視察、支援者へのヒアリングなどを実施していただきました。また、検討委員会とは別に、子どもたちのワークショップ「Teens△サカツ実行委員会」で中高生世代の子どもたちの意見を聴き、検討委員会に報告させていただきました。検討委員の皆様には、コロナ禍にオンライン会議を併用するなどご苦勞をお掛けしましたが、委員会として、5月に中間報告、9月に報告書をまとめ、市に提出いただきました。
3	11/26	青少協に対して説明会をしていただいております。その中で引っかかった点が1点あります。いわゆる民生児童委員や保護司などの既存のインフラが機能していないから、このような条例をつくるという趣旨の発言がありましたが、それは今でもそう思っているのでしょうか。	青少協への説明では、そのようなことは申し上げておりません。子どもの相談について、直接相談を受けることのできる窓口と、今までの民生児童委員などとの関係について、直接相談を受けることのできる窓口は、子どもの権利擁護委員や相談・調査専門員などを想定しているということと、そのほかに身近な場所で関係づくりを通じて子どもが相談できるような多様な相談の場づくりも推進していきますということをご説明しています。また、既存の関係機関と連携体制の整備に努めますということについてもお話しさせていただきました。
4	11/26	相談窓口というのは、24時間体制や来所による相談なのでしょう。相談の場づくりというのは、物理的な場のことを言っているのでしょうか、機会のことを言っているのでしょうか。寝屋川市は、はがきとかアプリから相談できる仕組みもあったと思います。なぜそういうことを聞かかという、現在、子ども家庭支援センターが窓口として、悩みを持っている子はそこに連絡しても良いみたいな感じになっているかと思うんですが、そこも確認したいんですけども、来所できるのが5時までで、電話は8時か10時、どちらかだと思いますが、塾などへ行って、帰りにちょっと相談したいなといっても、5時までですとやっています。また、小さな子どもたちが電車とバスに乗って市役所まで行って相談するということもあり得ないと思います。ビジョンを教えてください。	24時間の相談体制については、現在、子ども家庭支援センターの窓口は5時までですが、電話相談のみについては午後10時まで相談できます。24時間・365日の窓口は児童相談所虐待対応ダイヤルである189で対応し、緊急の場合は、110番通報で警察で対応しております。市でも児童相談所や警察と連携を図っています。素案では、身近な相談の場づくりの推進や、子どもの権利擁護委員の相談窓口について記載していますが、こういった形で実施するかについては、今後、第六次子どもプラン武蔵野を策定する際に検討していきます。また、子どもの権利擁護委員については、条例制定後に具体的な設置場所等を検討することとしています。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
5	11/26	9ページの「趣旨・説明」の3つ目の丸です。「権利には相互尊重の原則があります。そのため、子どもは、自分の権利だけでなく、他の子どもの権利についても同じように大切にする必要があります。」。もちろん、これはそのとおりなのですが、実際、子どもたちに「相互尊重が必要ですよ」と言うことは意味があるのでしょうか。「勉強しなさい」と言っても勉強しないように、「相互尊重しなさい」と言ってもしません。 大切なのは、子どもたちが相互尊重することよりも、我々大人が、育ち学ぶ施設が、保護者が、家庭が、子どもたちが相互尊重できるようになる場をつくるのが大切で、そういう場を、相互尊重できる、相互尊重を育む、彼らが相互尊重しようと思える環境をつくっていくのが大人の仕事で、それが大事なのではないかなと思います。	ご意見ありがとうございます。権利の相互尊重については、権利を保障するための原則であると認識しています。「相互尊重しなさい」と伝えるのではなく、「あなたの権利と同じくらい、ほかの人の権利も大切ですよ」ということを、子どもだけでなく、またおとなだけでなく、すべての人に伝えていくことが大事であると考えます。条例の普及啓発等を通じて、子どもが権利の相互尊重をできるようになるための環境の提供を目指したいと考えています。
6	11/26	全般的に、私はこの条例は、子どもにすごい求めているなという気がします。子どもが休みたいとか、子どもが権利を行使するとか、子どもが何かをする。それを親とか地域とかが見守るといふ体制のような気がしているのですが、個人的には、子どもが主張するのではなく、大人が子どもを守ってあげる姿勢みたいなのが、いろいろなポイントで欲しいと思っています。 「子どもが」というのはすごくわかるのですが、もっと大人が子どもを守ってあげる。子どもが「私を守って」というのは、それも権利だと思いますが、保護者としてはちょっと違和感があります。	条例の素案では、子どもの権利を保障するための市、市民、保護者、育ち学ぶ施設の役割について記載しています。一方で、子どもの意見を尊重するという点についても大切なこととして記載しています。さまざまなご意見を参考にしながら、子どもの最善の利益がより尊重されるよう、市として取り組んでいきたいと考えています。
7	11/26	家族がいじめを受けた際に、他市では、職員や社会福祉士など3人ぐらいいて、よく話を聞いてくれましたが、結果的には話は進みませんでした。家族は私立の学校に通っていました。教育委員会に相談したところ、教育委員会は公立学校しか扱わないから、私立の学校は別だということで、子ども家庭支援センターを紹介されました。子ども家庭支援センターもよく話を聞いてくれたのですが、子ども家庭支援センターは、学校や加害者の親に意見する権利がないということで対応終了になりました。 平成25年にいじめ防止対策推進法ができたときに、警察庁の長官の通達で、いじめの訴え、被害届があったら、交番でもいいから受け付けて、すぐ捜査しなさいという通達があったのですが、警察の現場、警察官が実行していることはほとんどない。通達を見せても、なかなか動かないです。	ご経験をお話しいただきありがとうございます。子どももおとなも何かあったときに相談できる場所として、子どもの権利擁護委員を設置したいと考えております。子どもの権利擁護委員では、市内の私立学校へは調査、調整を行うことができます。他自治体にある学校へは、あくまでも協力をお願いする形にはなりますが、子どもの権利擁護のために、必要な取組みができればと考えています。
8	11/26	5月の検討委員会の中間報告のパブリックコメントのときは、検討委員会委員長の喜多先生の思いが強過ぎる感じがして、武蔵野らしさはどこにいくのか少し心配でした。検討委員会報告書が出ていて、そこに今回の参考資料のような資料がたくさん入っていて、市報にも出ていたと思いますが、関心がないと報告書を読もうとならないので、自分に関心がないとなかなか手に届かないなというのが、市民として難しさだなと思っています。	ご意見ありがとうございます。市としても、子どもを含む全ての市民の皆様に関心を持っていただいたり、理解を深めていただきたく、今回のような市民意見交換会を開催したり、概要版や子ども向けの「こどものけんりってなあに？」を配布したりするなど、様々な工夫をしております。今後も、分かりやすいリーフレットの作成や市報での周知などを行ってまいります。ご意見を今後の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
9	11/26	いろいろな施設が整っていても、子ども自身が、うちっておかしいんじゃないかなと思って、誰かに意見を言う力を持つことが大事だと思います。学校やいろいろな施設で、子ども自身が力をつけていくということを学んでいくことが大事だと思うのと、それを保障する条例になるといいと思います。私はこの素案はいいと思っていますので、ぜひこの素案で進めていけたらいいと思っています。	ご意見ありがとうございます。子ども自身が権利侵害などに気づいたり、だれかに相談したりできる環境を整えることも大切であると考えます。また、周囲の人が子どもが困ったり苦しんだりしている状況に気づき、様々な支援につながるものが大切と考えます。ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
10	11/26	いじめ対策について、基本方針はなかったということですね。	市また教育委員会では、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、「武蔵野市いじめ防止基本方針」を平成26年7月に定めています。
11	11/26	市立学校の分しか対象にならないのですか。私立学校は上がらないのですか。都の教育委員会もきちんとつながらないと、解決につながらないですよ。	私立学校の所管は東京都教育委員会になります。私立学校に関するいじめの相談は、教育相談センターで受け付けています。また、条例の制定後子どもの権利擁護委員に相談できることになります。子どもの権利擁護委員の調査等を踏まえ、権限のある東京都教育委員会につなげることが可能になると考えます。
12	11/26	29ページの説明に、教育委員会が出てきますが、教育委員会は市立学校しか対象ではないのではないのでしょうか。	教育委員会の所管は市立学校になります。私立学校、都立学校の所管は東京都教育委員会となります。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
13	11/26	42ページの「子どもの権利に関する市立学校アンケート結果」とありますが、これはどうして市立学校だけにしたのでしょうか。	市立学校アンケートについては、学習者用コンピュータを通じた回答する形で、市立学校の協力を得て実施したものです。同じ設問のアンケートをインターネット上に掲載し、「季刊むさしの」や市報を通じて、私立学校の児童生徒の方にもご案内して実施しましたが、32件しかお答えがありませんでした。母数が少ないため、素案の冊子には掲載していませんが、市のホームページ上に結果を掲載しています。
14	11/26	子どもの権利に関するアンケートで、市立と私立の数があまりにも違い過ぎます。どうしてこんなに差があるのでしょうか。私学に対しての子どもに対してやる気がないから、こんなに数の差が出るのではないのでしょうか。	アンケートは強制ではありませんが、市立学校では、担任の先生から、こんなアンケートがあるよと一声かけていただいているため、多くの回答がありました。市立以外の学校については、インターネット上に同じ設問のアンケートを掲載し、学校等を通じてアンケートのご案内を配布しましたが、先生からのお声がけまではしていただけていないため、回答が32件にとどまったものと考えます。
15	11/26	市政センターで、今回の意見募集と委員会報告書、概要版、子ども向けが、近いところに置いてありました。コミセンなどは場所の制約があると思うのですが、少し離れて置いてあったりして、これがあることをご存じない方もいるんじゃないのかなと思います、その辺の工夫が必要かと思いました。	ご意見を今後の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
16	11/26	9ページの保障すべき特に大切な権利について、（1）から（7）までは、比較的これに沿って章立てのようになっていると思いますが、「差別されずに生きる権利」のところかどのあたりに反映されているかというところを知りたいです。おそらく一人ひとりの支援、いじめのことか、子どもの安全など全てにかかわってくると思うのですが、どういうことが差別に当たるのかということがちょっとわかりづらいなと思いました。どのように検討し、素案にまとめられたのでしょうか。	条例全体に関係する権利であると考えていますが、たとえば「19 子ども一人ひとりに合わせた支援」の趣旨・説明に、外国にルールを持つ子ども、障害のある子ども、性的マイノリティの子ども等が差別を受けることのないようにする必要のある旨を記載しています。
17	11/26	前文に子どもの意見が入ったということはすごくよかったと思います。	ご意見ありがとうございます。
18	11/26	19ページ「教育委員会は、学校が子どもの安心できる場所であるよう、～学校環境の整備に努めます。」と書かれていて、これもすごく大事だと思っています。今まで、第3期学校教育基本計画のほうでこの手のことが書かれていたのですが、学校教育基本計画と子どもプラン武蔵野との関係、学校環境整備の根拠が今後は条例になるのかというその関係を教えてください。	子どもプラン武蔵野は、0歳から18歳までのすべての子どもに関する計画になっており、この中に学校教育基本計画と同様の内容が含まれています。子どもの権利条例については、これらの計画策定のもととなる考え方を示したもので、子どもプラン武蔵野が条例を推進するための計画となります。
19	11/26	22ページ、「市、市民および育ち学ぶ施設は、～子どもが意見を言いやすい環境を整えるよう努めます。」とありますが、幼稚園も私立ですし、保育園も最近、株式会社や民間運営のところが増えてきており、学童クラブも民間施設が増えてきているので、そういうところへの特に職員の育成、支援というのは、結構難しいのではないかと思います。今、いろいろな課題があるので、条例が早くできてほしいと思っているところもありますが、市の手が行き届きにくい育ち学ぶ施設について、今の時点の見解をいただければと思います。	民間の認可保育施設につきましては、合同園長会議や研修、相談員や保育アドバイザーによる巡回を通じての指導、補助金等の費用助成を行っております。認可外保育施設につきましても、施設長会議や東京都の指導検査への同席、補助金による費用助成などの支援をしております。 また、私立幼稚園や民間学童についても、それぞれの担当部署で園長会議や、補助金等の費用助成等を通じて支援をしているところです。 条例が制定された際には、条例の内容についての説明会や理解を深めるための研修を開催し、各施設へ周知を図って参りたいと考えております。
20	11/26	条例に関する意見聴取の仕方について、子どもの権利条例は、保護者と子どもでともにつくっていくものだと思うので、もう少し実際に子育てをされている保護者の方から意見を聴取したほうが良いと思います。子どもたちには学校を通じて意見をとったと思いますが、例えば、学校を通じて保護者の方にももう少し周知、意見聴取をしたほうが良いのではないのでしょうか。	市報の一面に記事を掲載するなどして、パブリックコメント、市民意見交換会等についての広報を行っているところですが、ご意見を今後の意見聴取等の際の参考にさせていただきます。
21	11/26	子どもの権利擁護委員については、国で言うところの人権擁護委員に類するものだと考えた上で、それなりに調査権と勧告権に類するものが付与されているように思います。市が「人格が高潔で、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。」としているので結構な権限を持つ方になるかと思いますが、議会で諮問や議会同意人事などそういった形を考えられているのでしょうか。市長の一任になるのでしょうか。	子どもの権利擁護委員については市長の附属機関として設置し、委員については市長が委嘱します。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
22	11/26	11ページの権利の普及啓発のところで、「市は、市の職員、育ち学ぶ施設の職員および市民に対し、子どもの権利の普及啓発を行います。」とありまして、その下に「市は、～普及啓発を行わなければなりません。」と義務的な書き方をされていて、趣旨・説明に、こういう方法で普及啓発に努めていく必要がありますという書き方をされています。いかに広く知らせられるかということがすごく大事だと思いますが、子どもと日常的に接している保護者や育ち学ぶ施設の職員、学校なども直接的に接している機会が多いという意味では、すごく大事な知らせる相手だろうと思います。 例えば、市報、SNS、リーフレットだけでは、関心がある人にしか届かないと思います。どこかで子どもの権利を知るようになる仕組みが大事だと思います。計画に具体的には書かれていくと思いますが、何か市として具体的に考えていることがあれば、教えてください。	条例案に記載のとおり、市は、武蔵野市子どもの権利の日を定め、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、普及啓発の取組みを行います。これらについては、大変重要なことと認識しております。具体的な仕組みについては権利擁護委員の役割等も含めて、今後検討してまいります。ご意見を参考にさせていただきます。
23	11/26	「普及啓発」について、11月20日を権利の日にしますと書いてありますが、これは一切検討委員会で検討されていません。なぜここで出てきたのかを知りたいです。	子どもの権利の日については、検討委員会の中で、11月20日という日付も含めてさまざま議論をしていただきました。委員会での議論を踏まえて、市の考えとして、素案に11月20日と記載しています。
24	11/26	11月20日を子どもの権利の日にするということについては、検討委員会で、一メンバーからありましたけれども、私はそのときに、市民レベルで検討、議論してくださいというお話をしました。一方的に決めるのではなくて、市民レベルできちんと議論してから決めてくださいとお願いしました。それを無視されたということですね。	11月20日という日付を素案の中にお示しし、今回のパブリックコメント、市民意見交換会で広く市民の方のご意見を募っているところです。
25	11/26	9ページ、10ページの安心して生きる権利と自分らしく育つ権利ということで、子どもの権利条約の第6条が取り上げられていますが、できれば関連条項は全て載せていただきたいと思います。第6条というのは、生きるか死ぬか一番困ったところのお子さんをどう助けるかということが問題であって、そのところが読み取れません。問題が起きているのであれば、それをどう直していくのかを、私立も含めて検討すべきだと思います。	ご意見として承ります。条例素案の「子どもが安心して生きる権利」は、子どもが助けを求めることができる、必要な医療を受けることができる、健康的な生活および社会環境を確保される、いじめを受けないなど、子どもが安心して生きることができることをいいます。また、「子どもが自分らしく育つ権利」は、子どもが自分の意思を尊重されながら社会で自立して生きるための能力を身に付けることができるなど、子どもが自分らしく育つことができることをいいます。今後の周知啓発等の参考にさせていただきます。
26	11/26	いじめに関しては、学期ごとにアンケートをとって、自分に被害が遭ったことがあるかとを尋ねていたり、周りにそういうお友達で心配している子がいますかといったことも聞いているので、そういった現場での努力というのも個人的には感謝したいと思います。 ただし、この条例に関して言うと、これがあればオールマイティーに子どもの悩みは全て解決するというような捉え方していると受け取ったのですが、例えば、寝屋川市ではいじめの条例があります。本格的にやるぞという市長の号令のもと、子どもの解決にピンポイントでいじめ対策をやってくださっているようです。武蔵野市もこの気持ちは伝わってくるのですが、中身がこれで実効性、現実味あるのか、懸念があります。実効性のある、現実味のある、条例を制定してほしいと思います。	ご意見として承ります。条例が実効性のあるものとなるよう努めてまいります。
27	11/26	子どもの権利の相互尊重の部分は、学ぶ機会の保障というところからわかるように書きかえてもらえればよいと思います。	ご意見ありがとうございます。権利の相互尊重については、権利を保障するための原則であると認識し、条例案第5条のとおりとしています。条例の普及啓発等を通じて、子どもが権利の相互尊重をできるようになるための環境の提供を目指したいと考えています。
28	11/26	15ページ、17ページに「子どもの権利を保障するための取組」と、育ち学ぶ施設のところで出てきます。これは時とともに課題が変わってきたり、社会事情が変わってきたりするとは思いますが、今の時点で、大きいところはどういう取組を考えているか、教えてください。	素案の中では、育ち学ぶ施設の役割についてさまざま記載しています。素案に記載している以上の具体的な取組については、次期の子どもプラン武蔵野や学校教育計画などで記載していくものと考えています。
29	11/26	この条例ができたからといって、全てがオールマイティーになるとは思っていませんが、どうしたら自殺をするような子どもを武蔵野市で助けられるか。その子自身の権利が守られるかということと一緒に考えていきたいと思っています。	ご意見ありがとうございます。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
30	11/29	子どもの権利条約第9条には、両親が離婚しても、子どもがその両親に会う権利等が書かれています。これは国際問題的にも実子連れ去り問題として日本は大きく取り扱われていますし、日本国内でも随分問題が大きくなってきていると認識しています。ですが、武蔵野市の子どもの権利条例には、一切この件に触れていません。なぜでしょうか。	条例における子どもの権利は、子どもの権利条約に基づいていますが、個々の制度のあり方について全て記載するものではありません。ご指摘の点については、何が児童の最善の利益であるかという点を含めて、現在国で検討されている事項であり、現時点で市条例で記載することはふさわしくないと考えています。
31	11/29	15ページ、17ページの育ち学ぶ施設のところで、「子どもの権利を保障するための取組」という言葉が入っています。条例なので、あまり具体的にこういうことをやりますと書けないのはわかりますが、この条例をつくる時にある程度のものはもう見えていて、その部分については市民と情報共有、認識を一致させておいたほうがいいのではないかと考えています。ざっくりとした便利な言葉は、やろうと思えばいくらでもできるし、面倒くさかったら何もやらないというのが両方でできてしまうマジックなキーワードなので、そこを懸念しています。	素案の中では、育ち学ぶ施設の役割についてさまざま記載しています。素案に記載している以上の具体的な取組については、次期の子どもプラン武蔵野や学校教育計画などで記載していくものと考えています。なお、条例の推進計画としての子どもプラン武蔵野の実施結果についての評価・検証については、子どもプラン推進地域協議会等で実施していきます。
32	11/29	普通学級での合理的配慮も、障害者権利条約のほうでも書かれていることで、子どもの当然の権利だと思いますが、条例素案にその考え方が入っているのか、入っていないのかわからないと感じます。	学校における合理的配慮は24ページ「子ども一人ひとりに合わせた支援」に考え方を入れています。一人ひとりに合わせた支援は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設との話し合いと合意形成の上で行われるものと認識しています。
33	11/29	15ページの「9 育ち学ぶ施設の役割」の「趣旨・説明」の2つ目の○で「学ぶための環境を整える」と書いてありますが、これは直接の学びの保障という視点でなくていいのでしょうか。コロナが入ってすぐに休校に2カ月ほどなったときに、子どもたちに学びの保障がされていませんでした。その後も、濃厚接触者になったり、罹患されたり、家庭から出れなくなったときも保障されませんでした。委員会で休む権利の議論があったときに、休んだときに学びの保障はどうするのかという意見があったと記憶しているのですが、そもそも学びの保障をしているのでしょうか。現時点で想定している取組内容や今後の施策の方向性などについて教えてください。	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり登校できない、また感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、学習者用コンピュータを活用するなどして学校の学習内容や課題、今後の予定を伝えるなど個別に対応することとしています。
34	11/29	すぐに実現できる話ではないかもしれませんが、学ぶ環境を整えたり、合理的配慮をしていくという視点においては、クラスを少人数にしていくなど、教員と子どもの人数配置についても配慮をしていくことで、今回のコロナ禍のような課題が生じた際にも、より円滑な解決につながっていくのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。なお、東京都の公立小・中学校の学級編成の基準につきましては「東京都公立小学校、中学校義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編成基準」で定められております。
35	11/29	「第3章 市の役割」に出てくる育ち学ぶ施設というのは、学校以外では具体的にどういう施設なのでしょう。	条例素案8ページの「趣旨・説明」の一番下に記載している通り、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、学童クラブ、児童館などが含まれると想定しています。市立だけでなく私立の施設も含まれます。
36	11/29	条例ができる時にある程度学ぶ環境やその他の施策を整えていくと思うのですが、施策を整えてから施行するのでしょうか。または、条例施行後に、後手後手で進めていくという形になるのでしょうか。	条例が施行された際には、条例に基づく施策の推進は「子どもプラン武蔵野」が推進計画となります。施策を整理しないと条例が施行されないというものではありません。学校教育においては、「子どもプラン武蔵野」に基づく「武蔵野市学校教育計画」において推進していきます。
37	11/29	先ほど、障害者権利条約のほうから合理的配慮の話をしました。国連は、普通学級における合理的配慮の保障について勧告しています。24ページで書かれているものに「普通学級」という言葉は入っていないので、市の考えを教えてください。	普通学級も含めて、育ち学ぶ施設という考え方で。
38	11/29	28ページの「23 いじめの禁止」では、「子どもは」と、子どもだけが主語になっているのですが、実際はいじめが発生する場合、子どもが原因を生じさせているということばかりではないと思います。ここは、「子どもは」という主語は省くか、「何人足りとも」のような雰囲気のある言葉に変えられないかと思いますが、いかがでしょうか。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
39	11/29	28ページの「23 いじめの禁止」について、練馬区が不登校の調査を最近行いました。調査結果は、子どもからのいじめだけではなく、教員との関係のせいで学校へ行けないという声が相当数あります。アンケート結果がオンラインで閲覧できます。友達関係が38.3%に対して、先生関係は34.6%。ほぼ同じです。子どもに限定せず、あらゆるいじめはいけないと示してほしいです。いじめや、高圧的な態度だったり、言葉遣いだったり、それも含めて「いじめ」という言葉にして、子ども限定にしないほうがいいと思います。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
40	11/29	育ち学ぶ施設はすでにある施設を対象とするものと考えます。今ある施設の役割は当然多くの人知っているはずなので、条文をスリムにするという視点においては、あえて「育ち学ぶ施設の役割」を条例で示す必要はないのではないのでしょうか。あえて記載する理由を教えてください。	条例では、市、市民、保護者、育ち学ぶ施設、それぞれについて、子どもの権利を保障するためのという観点から、改めてその役割を規定しています。
41	11/29	検討委員会報告書では、検討経過や論点等がわかりやすく示されていたが、条例素案では、条例素案の説明のみになっているという印象です。検討委員会で積み重ねてきた議論の結果としての報告書から、条例素案を作成する際に、どのような視点で変更を加えたか、そういった検討経過を市民にわかりやすく説明していただきたいです。	パブリックコメントをはじめとする様々なご意見を基に、「子どもの権利に関する条例検討委員会」の報告書が9月に完成しました。委員会報告書を踏まえ、現時点で条例に記載すべきと判断した、市の見解を素案でお示ししています。全体として市民の皆さまに意図が伝わりやすい表現に努めたほか、防犯や、いじめに関する制度についての記載については、素案の段階から加えた視点になります。
42	11/29	32ページまである条文を、この市民意見交換会で30分で説明するというのは、市民への伝える・伝わる説明ということでは難しいと思います。	限られた時間の中で要点をご説明させていただきましたが、ご意見を今後の周知啓発の際の参考にさせていただきます。
43	11/29	この条例の根拠法は何かを示してください。なければ、単独条例ということも当然あり得るわけですが、地方公共団体としての権限で定める単独の条例の場合には、この条例がなくては困るというような立法事実はあるのかどうか教えてください。	直接の根拠法はありません。基となる考え方は、子どもの権利条約の内容になります。立法事実については、素案の「はじめに」に記載したとおり、子どもの権利は、子どもの生活の場で保障される必要があり、条例はそのために必要な事項を定めるものと考えています。なお、国や東京都も、各自自治体における子どもの権利を保障するための取組を促進しようとしています。
44	11/29	条例ではなく宣言や憲章、武蔵野市児童憲章などの形ならわかりますが、現行の法体系ではこれらは実現できないんですか。	素案の「はじめに」に記載したとおり、子どもの権利は、子どもの生活の場で保障される必要があり、条例はそのために必要な事項を定めるものと考えています。なお、国や東京都も、各自自治体における子どもの権利を保障するための取組を促進しようとしています。子どもの権利擁護委員など、具体的な制度についても条例として規定することが実効性の観点から有効と考えています。
45	11/29	こども基本法は議員立法ですが、いわゆる基礎自治体に対して条例をつくるべきであるという明文の規定はどこにもありません。根拠法がない中でこういう条例をつくる必要があるということは、他の今の制度ではできないから、子どもの権利が十分守られていないから、条例を検討するという前提がないと、単なる憲章になってしまうと思います。私は、実定法というか、実定条例としてつくるなら、その視点をしっかり書き込まなければならないのではないかと思います。	素案の「はじめに」に記載したとおり、子どもの権利は、子どもの生活の場で保障される必要があり、条例はそのために必要な事項を定めるものと考えています。なお、国や東京都も、各自自治体における子どもの権利を保障するための取組を促進しようとしています。子どもの権利擁護委員など、具体的な制度についても条例として規定することが実効性の観点から有効と考えています。
46	11/29	根拠は国連で採択された子どもの権利条約であるというお話でしたが、子どもの権利条約は今回の条例と根本的に異なるところがあると思います。子どもの権利条約をよく読むと、子どもが育ちゆく単位は家庭であると規定されており、「父母」ということが幾つも出てきますが、この条例は「父母」ではなく「保護者」という言葉になっています。国連で採択された条約を参考にするなら、社会の最小単位である家庭とか、それから、民法上の養育義務がある「父母」あるいは「父母等」、条約に記載されている「父母および法定保護者」という表現が適切だと思います。	ご意見として承ります。「保護者」については、児童福祉法をはじめ一般的に使用されている言葉であるため、条例素案でも使用しています。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
47	11/29	<p>国の法律や東京都の条例等、現在の法令に足りない部分があるのであれば、新たに武蔵野市で条例を検討する理由になりうるかと思いますが、いじめに関しては「いじめ防止対策推進法」という法律があります。例えば、「いじめ防止対策推進法」第2条に「いじめの定義」とありますが、それが全てだと思います。ただ、教員や教育委員会、あるいは私立の担当部署である東京都の私学部としては、いじめ防止対策推進法というのは敵なのです。武蔵野市では、とにかくいじめ防止対策推進法を徹底させるためにこういうことをしますぐらいにやらないとダメだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
48	11/29	<p>町田や旭川で痛ましい事件が起きたというような同じ事件、同じような類の事件が、武蔵野市で起こらないという保障がどこにあるのでしょうか。この条例は転ばぬ先の杖だと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。子どもの権利が侵害されることを未然に防げるよう努めてまいります。</p>
49	11/29	<p>家庭は、とても多様で「父母」と強調されたら、傷ついて悲しむ子どもがたくさんいると思います。旧統一協会は、女性が今、ジェンダー不平等の中で不利な状況で我慢を強いられて苦しんでいるところにうまくつけ込んで、子どもたちの将来まで影響を及ぼすような事態がありました。私は、子どもの幸福は、ジェンダー平等がまずはなければ厳しいと考えます。</p> <p>また、子どもは、自分の意見と同じように、ほかの人も意見も大切に、尊重します、という意見表明については、大人もできていないことです。他人の意見を大切に、尊重するということは、今の学校教育でどうやって育てたのか、それはまず、学校の先生も労働環境もすごく大きいことだと思いますし、学校の先生にもジェンダー平等がとても大切だと私は思っています。子どもの権利条例がなぜ必要かということも、ここで皆さんが平等に意見を尊重し、意見を言い合い、子どもたちもそのことで話し合えるという、とてもいい機会だと私は思います。</p>	<p>ご意見として承ります。条例制定後も、子どもの権利に関する周知啓発に努めてまいります。</p>
50	11/29	<p>子どもの権利条約は、まず子どもに権利があるという視点からスタートしていることがとても画期的だと思います。さまざまな国の慣習や家族制度のもとで、世界的な条約にする中で、児童がこの条約によって認められる権利を行使するときに、家族はその適切な責任や権利の義務を果たし、国は尊重しなければいけない、という基本的な認識を私は持っています。そのため、従来、子どもは家族の庇護のもとに育つとか、親の言うことを聞かなければいけないということ、あるいは第一義的な指導義務は親にあるということ、子どもは親の管轄下にあるという考え方を根本的に変えなければいけないと思います。</p> <p>今回の武蔵野市の子どもの権利条例が国際的な子どもの権利条約と反するものだとか、趣旨が全然生かされていないとは、私は全然思いません。今回、市が提案している権利条例は、私は子どもの権利条約の真髄を生かしたものだと思っています。</p>	<p>ご意見として承ります。条例に基づき、子どもの権利の保障に努めてまいります。</p>
51	11/29	<p>0歳から死ぬまで、それぞれの段階で権利があるということは当たり前で、権利よりも家庭が大切と言っているわけではありませんが、いわゆる未成年で人格形成がまだ完成していないという前提で、子どもの本当の意味の権利を保障するのは、家庭というファクターが必ず必要なのではないでしょうか。だから、権利の否定ではなくて、生きるということのすばらしさをこれからも、児童が青年に達する、自分で判断して、自分で人格形成ができるまでの間、さまざまな社会的条件の中でそれを発揮するというのが社会政策の意味だと思います。</p> <p>今つくろうとしている条例は、社会政策を実現しようとしているわけですから、そのためには、例えば児童福祉法で想定しているようなものどどういうふうに整合するのか。その場合に、憲法で言う、例えば、義務教育は、保護者に対して義務が課せられているので、特に発達段階においては、親ということ抜きにすると、空理空論になりませんか。</p>	<p>子どもの養育に関して、保護者に第一義的責任がある、という既存法規に規定された考え方については、当然ながら本条例でも前提としています。そのうえで、今回の条例素案では、保護者の役割という観点で条文の記載をしています。</p>

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
52	11/29	いじめの認定とかというのは相当難しい話で、ただ単に法律をつくれればいいとかということではないと思います。	ご意見として承ります。
53	11/29	42ページに「子どもの権利に関する市立学校アンケート結果」とありますが、私立学校は全然アンケートをとっておらず、どうしてなのかということを質問します。	市立学校アンケートについては、学習者用コンピュータを通じた回答する形で、市立学校の協力を得て実施したものです。同じ設問のアンケートをインターネット上に掲載し、「季刊むさしの」や市報を通じて、私立学校の児童生徒の方にもご案内して実施しましたが、32件しかお答えがありませんでした。母数が少ないため、素案の冊子には掲載していませんが、市のホームページ上に結果を掲載しています。
54	11/29	子どもの権利条約カードブックは、条約の本文とは言葉の使い方などが違って、これを参考にすると条約の本文とは違った解釈に進んでしまうおそれがあります。なぜ条約の本文を見ず、このカードブックを見る形なのでしょう。そもそもこのカードブックはどういう性質のものなのでしょう。	同カードブックは、日本ユニセフ協会が作成したものです。子どもの権利条約の成立と、その後の普及において、ユニセフは中心的な役割を果たしている機関になります。カードブックは、子どもの権利に関する普及啓発を目的としたものですが、カードブック中には、子どもにも分かりやすい表記と、正規の条約訳文の両方が掲載されています。
55	11/29	この条例に書いてあることは本当に大事だと思っていますが、中学を卒業した後の子どもたちの権利をどう保障していくか、その後の年代の権利のことをしっかりと書いていくことが大事だと思っています。この条例に出てくる「子ども」といったときには、私立学校に通う子どもが入ってきます。36ページに「評価・検証・提言については、子どもプラン推進地域協議会のほか、必要に応じて子どもや子どもの権利擁護委員も行う。」と書いてあるところの「子ども」には、私立学校や高校に通う生徒も入っていることになります。なので、今回、アンケートでそういった私立学校の子どもたちからの意見がもっととれればよかったと思います。	ご意見ありがとうございます。今後の条例の周知啓発の際の参考にさせていただきます。
56	11/29	条文の中に「何々を推進します」、「支援します」、「努めます」という表現がありますが、それは、それぞれ「努めます」と言ったらこういうことを表すといった決まりがあるのでしょうか。それとも、何となくこちらで解釈するということなのでしょう。	たとえば予算を議会で審議していただく必要があるものなど、条例ができてもただちに実施できるとは限らないものもあります。こうした場合は、条例に記載した内容の実施に「努めます」という表記になっています。逆に「普及啓発」など、市として必ず実施すべき内容は「行います」「推進します」「支援します」といった、言い切る形での記載にしています。
57	11/29	この条文は多言語化されるのでしょうか。	ご意見を受けて、今後の周知啓発の際に検討してまいります。
58	11/29	私立だけではなくて、自治基本条例の「市民」ということになれば、武蔵野市で何らかしらの活動をしている、武蔵野市にも住んでいない、武蔵野市の学校にも通っていない、そういう子どもも当然その中に入ってくるはず。そういう子どもたちの意見を聴き、またはこの条例を周知するのか。この条例ができてから準備を始めるのでは本来遅いはずで、しっかり前もって準備してから進んでいくべきだと考えます。子どもの権利を守ろうとしてもその準備ができていないと守れません。	市外の学校等に通う市内在住の子ども、また、市内の学校に通う市外在住の子どもに対しても、子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告や、今回の素案のパブリックコメント等について周知をしています。また、子どもの権利の周知について、リーフレットを作成予定です。
59	11/29	こども基本法を見ると、この法律の基本理念の中に、例えば、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに」や「全てのこどもについて、適切に養育されること」、「その生活を保障されること」など、いろいろな過程が書いてあります。教育基本法のことについてもあります。そして、大事なことは、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて」、適切な措置がとられなければならないという趣旨があります。0歳から3歳までを「乳児」、その上の6歳までを「幼児」、小学校に入った場合には「児童」、中学校になると「生徒」と呼ぶわけですが、成育過程でそういう呼び方をしているということは、それぞれの年代に応じた呼び方があります。こういう実定法ができているにもかかわらず、なおかつ児童の権利擁護ということに屋上屋を重ねるのかどうかということが一つの論点になるだろうと思います。	ご意見として承ります。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
60	11/29	<p>こども基本法の中に、「こどもの養育については、家庭を基本として」ということが第3条の5項にあり、父母その他の保護者が第一義的責任を持つと規定されています。これは国連の権利条約と平仄を一致しています。それから、いわゆる児童養護施設などに預ける場合にも、こどもにはできる限り家庭と同様の養育をすることが法律の中に明記されていますので、こういうことをしっかりと踏まえてやらないと、条例がちぐはぐな、一部のところだけを突出したような条例になるのではないかという気がします。</p>	<p>こども基本法の考え方についても、当然ながら本条例の前提としています。同法の考え方を踏まえた上で、本条例では保護者の役割について記載しています。</p>
61	11/29	<p>30ページの「26 武蔵野市いじめ問題調査委員会」の権限や守備範囲、子ども権利擁護委員の位置づけについて、これは地方自治法上の市長の附属機関になると思いますが、どういう権限を与えるのでしょうか</p>	<p>いじめ防止対策推進法第30条の規定に基づいています。法では、いじめの重大事態が発生した場合は、まず教育委員会が調査を行い、首長に対して報告することになっています。第2項で、この報告を受けた首長が、当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関である調査委員会を設けて調査を行うことができる規定です。条例は、市長が必要と認める場合は附属機関として設置することとしています。</p> <p>子どもの権利擁護委員は、私立学校に通う子どもから相談があったときに、権限はありませんが私立学校に調査をお願いしたり、管轄する都道府県に誠意をもって対応の依頼について働きかけということが考えられます。</p>
62	11/29	<p>事前の予防的な措置としてやるのか、あるいは、いじめなどが起こった場合の事後の救済の組織としてするのか、条例を成文するときにはしっかりと位置づけをしてほしいと思います。既存の法律との整合性をきちっとしてほしいと思います。</p>	<p>いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの重大事態と同種の事態の発生防止のための調査を行う組織です。</p>
63	11/29	<p>児童相談所との関係も非常に問題になります。既存の児童相談所という制度をどのように位置づけるのかなどきちんとやらないと、単なる空理空論になるのだらうと思います。なお、児童相談所の範囲が広過ぎるので、もう少し市町村の役割があるのではないかということで、平成15年に子どもSOS支援センターというのを設置されました。今は子ども家庭支援センターでしょうか。その機能は、充実するのか、しないのか。もしいじめということが最大の課題だったら、その辺の議論を避けて通れないだらうと思います。</p>	<p>既存の条例や制度とも齟齬のないようにいたします。条例でも児童相談所をはじめとした関係機関との連携の充実について記載しており、今後、虐待やいじめ等について、いっそう子どもの権利を守るための取組を進めてまいります。</p>
64	11/29	<p>この条例が制定されましたら、この条例を上位規範として、その下に子どもプランが下位の計画として位置づけられるということなるのだらうと思います。32の項目で「評価、検証方法」で、子どもプラン推進地域協議会が子どもプラン推進計画の実施状況であったり評価、検証すると思います。この条例そのものについて、おそらく3年後、5年後ぐらいの段階で、こういう条例の立て付けでよかったのか否かとか、あるいは、細かい書き回しがこれでよかったのか否かということの評価、検証する機関というのは、また子どもプラン推進地域協議会とは別で設置したほうが良いと当然思います。</p>	<p>子どもプラン推進地域協議会は子どもプラン武蔵野を評価・検証する既存の組織体です。子どもプラン武蔵野が本条例の推進計画として位置付けられる場合、その推進計画としての実施結果の評価・検証についても、子どもプラン推進地域協議会が行うことが自然であると考えています。具体的な評価方法については、第六次子どもプラン武蔵野策定時に検討します。ご意見を第六次子どもプラン武蔵野策定の際の参考とさせていただきます。</p>
65	11/29	<p>前回、9ページの「趣旨・説明」の○3つ目「～子どもの権利についても同じように大切にすることがあります。」や22ページの四角の中の○4つ目、「子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切に、尊重します。」についての表現は、子どもに何かを課すようなことを書いている感じがしています。人の意見を大切に想像することはとても大切です。しかし、それを子どもに課すのではなくて、子どもがそういう人になれるように場を大人がつくるということをこの条例では書くべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。権利の相互尊重については、権利を保障するための原則であると認識しています。「相互尊重しなさい」と子どもに課すのではなく、「あなたの権利と同じくらい、ほかの人の権利も大切です」ということを、子どもだけでなく、またおとなだけでなく、すべての人に伝えていくことが大事であると考えています。条例の普及啓発等を通じて、子どもが権利の相互尊重をできるようになるための環境の提供を目指したいと考えています。</p>

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
66	11/29	14ページの「保護者の役割」にて、保護者の第一義的な責任との関係で、この条例が何を言おうとしているかということはある程度明らかで、子ども権利条約の関係というのは整理されているのだろうなと思います。	ご意見ありがとうございます。
67	11/29	<p>今度の条例の中で大事だなと思う部分は、例えば、23ページの「子どもの参加」や権利擁護のあたりです。こういうことが条例の中で書き込まれているのがものすごく大事なことなのではないかと思います。ただ、本当に大事なことは、努めるや、推進するといっていることがどの程度実現できるかという点です。</p> <p>例えば、学校での運営のあり方について子どもの意見を取り入れるということは大変なことですが、とても大切なことです。児童会や生徒会など、既存の自治組織も活用してほしいという意見が条例素案の中で反映されていると思いました。</p> <p>決してこの権利条例が何か緊急に迫られている対策を打つための、実体法とはかけ離れたものだけを定義しているというわけではなく、権利条例がつけられることによって、新しい仕組みを、乳幼児も含めた子どもの参加の中で、考えなければいけなくなるという理解をしています。子どもの権利条例がつけられることによって、そういうことも促進されるのではないかという期待を持ちます。</p> <p>やらねばいけないということを市が自ら自分たちに義務づけている、あるいは、施設の運営側に努力を課している。あるいは、一人一人の市民に求めている。私はそういう条例はとても意味があることだと思います。この権利条例がいいものになるように、成立させて努力させていただきたい。我々も努力しないとけないと思います。</p>	ご意見ありがとうございます。条例に基づき子どもの権利が保障されるよう努めてまいります。
68	11/29	私立の学校にアンケートをとらないのですか。この間、どういう理由で断られたのですか。	市立学校アンケートについては、学習者用コンピュータを通じた回答する形で、市立学校の協力を得て実施したものです。同じ設問のアンケートをインターネット上に掲載し、「季刊むさしの」や市報を通じて、私立学校の児童生徒の方にもご案内して実施しましたが、32件しかお答えがありませんでした。母数が少ないため、素案の冊子には掲載していませんが、市のホームページ上に結果を掲載しています。
69	12/3	資料の68ページの「クレスコーレからの意見」について、このヒアリングを実施した時期は特に書いていなかったの、実施時期を教えてください。	令和4年5月15日から6月6日の「子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関するパブリックコメント」の時期に、市から関連施設や団体の方にもパブリックコメントのご案内をお送りしておりました。その中で、クレスコーレについては、スタッフからの働きかけもあり、施設を利用する子どもが話し合いをして、意見を市に提出いただいたものです。
70	12/3	市民意見交換会での意見はパブコメに載るということですが、こちらの市の対応についての答えなどについても、議事要旨などをご用意いただいて、より多くの方がアクセスできるような形で、両方の意見を残していただければと思います。	市民意見交換会でのご意見と、それに対する市の考え方を公表いたします。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
71	12/3	<p>令和3年9月24日の子どもの権利に関する検討委員会の議事録を読んでいたら、クレスコーレなど、不登校に対してのヒアリングを行っているのですかと、委員の方から質問があって、その方に対しての市の返答が、実施していないというお返事だったかと思います。ということは、令和3年の9月から令和4年の5月までは特に聞く必要がないかということで、不登校の方たちに意見を聞くという機会を設けなかったという理解で、不登校に対してのヒアリングは随分遅れたという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>クレスコーレの方からの意見聴取については、令和4年の5月15日から6月6日の委員会中間報告パブリックコメントの時点になりますが、不登校に関連する意見聴取としては、素案74ページの「武蔵野市子どもの権利条例（仮称）の検討経過および関連する市の取組」の中で、令和3年8月23日／8月27日に「子どもの権利に関する条例検討委員会市内事業視察」とある通り、「武蔵野市若者サポート事業みらいる」のヒアリングを行っております。また、令和3年9月29日には不登校等も含めた支援を行うスクールソーシャルワーカーとの意見交換会や、令和3年10月20日に、子ども・コミュニティ食堂や学習・生活支援事業の実施団体の方との意見交換会を実施しています。令和3年12月22日には、子どもの居場所利用者と子どもの権利に関する委員会の委員長との意見交換会も行いました。</p> <p>クレスコーレの方からの意見聴取方法としては、「こどものけんりってなあに？」第1号を使って、クレスコーレ利用者の意見を出していただきました。</p> <p>不登校児童、生徒の意見を直接聴く機会を設けることは難しく、クレスコーレ利用者の意見は、クレスコーレのプログラムの中で話し合いをしていただいたものです。</p> <p>そのほか、タブレット端末によるアンケートやスクールソーシャルワーカーとの意見交換会等を通して現状把握に努めました。</p>
72	12/3	<p>実際にクレスコーレに通っている子は、本当に氷山の一角で、その下にはいっぱいまだ不登校で悩んでいる子どもたちがいます。中学生だけでなく高校生や、小学生についても低学年から不登校の子がいます。そういった小学校の低学年の児童の声は、多分、タブレットのアンケートでは拾い上げられない。拾い上げられない声がすごいいっぱい残っているような気がしますが、市としては十分、不登校に対しての調査、実際に悩んでいる子たちの全て、家庭も含めて調査を行って自信を持ってこの子どもの権利条例を上程するというお立場ということでよろしいですか。</p>	<p>検討委員会の中間報告についてのパブリックコメント、また、条例素案のパブリックコメントについては、子どもの意見を表明し、参加する権利を実現する上で、子どもたちが主体的に参加できるよう実施しました。いただいた意見を踏まえて条例案を作成し、市議会へ議案を提出するものです。</p>
73	12/3	<p>市民意見交換会に参加する方は、条例素案を見ているようですが、一般市民14万人規模ぐらいの人たちは、ほとんど子どもの権利条例を検討していることを知らないのではないのでしょうか。市はどういう広報の仕方をしていきますか。</p>	<p>令和4年5月15日の委員会中間報告のパブリックコメントのときと、今回の11月15日の素案のときに、市報の一面に関連記事を掲載しています。また、学校の校長会や青少年問題協議会、民生児童委員の会議や、保育園・幼稚園の園長会をはじめ、さまざまな関連団体に対して、中間報告や、条例の素案のパブリックコメントの概要や検討経過をご説明しています。また、子どもたちには、「こどものけんりってなあに？」を小学校以上の在住・在学の私立の小学校、中学校、高等学校の子どもたちに全て配りまして、子ども向けパブリックコメントをお願いしています。そのほか、本素案について、多くの関係団体にも直接郵送等でお送りしています。</p>
74	12/3	<p>子どもは子どもの権利条例の素案についてほとんど知りません。近所のお母さん方10人ぐらいに話を聞きましたが、全然知りませんでした。市報に掲載しているとのことですが、市報は読まない方が多いです。例えば、新聞のほうが読むかもしれません。広報の仕方、市民にどうやって知らせるかだと思います。</p>	<p>市報は市内全戸に配布しているもので、その一面で大きく掲載しています。その他、子ども向けの概要版「こどものけんりってなあに？」を小学校以上の在住・在学の私立の小学校、中学校、高等学校の子どもたちに配りまして、子ども向けパブリックコメントを実施しています。多くの方には知っていただくため様々な工夫をしまいましたが、今後も広く周知できるよう努めてまいります。ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考にさせていただきます。</p>
75	12/3	<p>広報について、外国では牛乳パックの側面に、子どもの権利の紹介などを書いたりしていることがあるので、給食の牛乳パックの一面を買い取ってやったらいいのではないかと、学校公開のときの道徳の公開授業などにこれを取り上げていただいて、広報の方が来て説明したり、みんなでディスカッションしたり意見交換すると、お父さんの参加率がすごく高いのでぜひやっていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
76	12/3	子どものアンケートが、項目がいっぱいあって、選びにくい書きにくいというもあるので、その辺も子ども自身に意見を聞いて、改善できる場所があったら改善してほしいと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
77	12/3	パブリックコメントが11月15日から12月12日だと1カ月もなく、期間が少し短いと思います。年末にまとめて、年明けにすぐホームページで公開したいのかなという事務局の意図が見える感じなので、12月の仕事納めしてから、親もゆっくり書けるような時期までぜひ延ばしていただきたいと思います。	パブリックコメントの時期は12月12日までとさせていただきます。
78	12/3	パブリックコメントも、もう少しフォームを工夫してやり直していただくと、書ける人もふえるかなと思います。1個でもいいから書いて出せるといった雰囲気になってもらえるとうれしいかと思いました。	ご意見を今後の条例の意見聴取の際の参考にさせていただきます。
79	12/3	広報に関して、予算措置がどうなっているのか教えてください。	今年度はリーフレットなどの広報についての予算を計上しています。次年度以降の予算については、すべて市議会の審議事項になります。
80	12/3	基本的に広報の目的は、広報することではなくて、広報した結果、知ってもらふことだと思います。広報した結果、どれだけ周知されたか、そういうデータをとる予定はあるのでしょうか。これがないと、結局、広報した意味があるのかどうか、その広報が適切だったのかどうか、現状把握ができないと思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考にさせていただきます。
81	12/3	パブリックコメントをしっかりとりたいのであれば、意見交換会が終わってからある一定の日数、2週間なり3週間なり、特に年末の忙しい時期を外して取る必要があるのではないのでしょうか。	パブリックコメントの時期は11月15日から12月12日までの4週間とさせていただきます。
82	12/3	前文の部分で、子どもたちのつくった言葉ということで、令和3年度の中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ2022春」に参加した子どもたちから意見をとって、最終的には令和4年の「Teens ムサカツ」実行委員で決めたとありますが、これは、ある程度年度ごとに変化させていくのでしょうか。子どもたちは成長し入れ代わっていきます。昔の子どもがつくったものではなくて、今、自分たちの世代の子どもがつくったものというのが必要なのかなと思い、お聞きしたいと思いました。年代が移り変わっていく。次の世代の子どもたちの意見等を載せる必要はないのでしょうか。	ご意見として承ります。前文の「子どもたちのことば」は条例の一部として記載しています。条例の改正については、条例の内容がその時代にそぐわなくなった際に行われるものと考えています。
83	12/3	川崎市などでは、最近、条例の見直しをされました。3年後に見直しするなどの規定は、この条例に盛り込む予定はあるのでしょうか。	「子どもプラン武蔵野」を5年ごとに策定していますので、どのような施策が必要なのかについては、プランの方で5年ごとに見直ししていく形になります。条例については、基本的に頻繁に改正するものではありませんが、社会情勢の変化や、関連法案の改正により、必要性が生じた場合は改正することも当然ありえます。
84	12/3	素案の29ページ、25で「教育委員会は」としきりにうたっていますが、今、ある私学でいじめがあったとします。その学校でいじめがあったと市が把握していて、条例に基づき、調査を行う場合に、私学の関係者から「私学だから関係ない」と言われたらどうするのですか。例えば、8ページには、育ち学ぶ施設には、私学も含めて、市内にある保育所や、小・中学校、高等学校を含むとありますが、どちらを信じればいいのか。私学の関係者は、おそらく私学の都合で、8ページは知らなかった、29ページでは教育委員会と言っているから、こちらが条例の趣旨ではないか、と思うと思います。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
85	12/3	素案28ページの「23 いじめの禁止」のところに、「子どもは、どのような理由があっても、いじめをしてはいけません。」と、子どもに限定しているところがちょっと気になっています。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
86	12/3	子どもへの暴力という観点では、市は「いじめ、虐待、暴力」を特に区別せず検討したという理解でよろしいでしょうか。いじめの問題というのは奥が深く、また、加害者もいれば、被害者もいる、とても複雑な問題で、クラスルームの子たちも、もしかしたら精神的に辛い思いをしている子もいるかもしれない。虐待は家庭の話でまた別ですし、暴力は、過剰なしつけなど、これもまた別問題ですから、一つずつ掘り下げて考えていかないといけないのではないかと思います。子どもへの暴力だから区別しませんというのは、安易なやり方だと思います。	ご意見を受けて条例素案から、いじめに関する部分等について、一部修正、追記します。追記内容については、提出議案をご参照ください。
87	12/3	条例の対象となるのは、武蔵野市にある私立だけでしょうか。それとも、武蔵野市に通っている子どもたちがいる私立でしょうか。	武蔵野市にある私立学校は育ち学ぶ施設として対象となります。また、武蔵野市の学校に通う子ども、武蔵野市に在住し他区市の学校に通う子どもが対象となります。
88	12/3	「市民」の定義を変えるべきではないでしょうか。条例の対象は、あくまでも在住者に限定するべきではないでしょうか。特に市外から市内の学校に通学している子どもが非常に多く、市外在住の子どもは、みなし市民として見ないと、いじめがあったときに、武蔵野市はこの条例があるのに何も対応してくれなかったということになると思います。	市民の定義は自治基本条例を踏まえています。市民に該当する子どもの権利については、本条例に基づき保障するよう努めていきたいと考えています。
89	12/3	事業所で活動している方も市民ということは、今はインターネットで活動できるので、武蔵野市にある会社にアメリカに住んでいる人が働いている、または事業活動をしているという方も含まれますか。	実態として市民の定義に当てはまる方であれば該当します。個々の事例については、その都度判断されるものと考えています。
90	12/3	スケジュールでは、令和4年12月までパブリックコメントを募集して、令和5年2月には条例案が完成し、市議会に提出となっていますが、この市議会というのは、総務委員会を通らないで本会議に提出されるのですか。	市議会の中で、どのような形で審議を行うのかは、市議会の判断になります。条例案については、本会議で上程されたあと、委員会での審査が行われ、最終的に本会議で議決されることが一般的ですが、詳しくは市議会のホームページ等でご確認ください。なお、本条例素案についての行政報告は、総務委員会ではなく文教委員会で行いました。
91	12/3	議論が不十分にならないように、文教委員会の前に、あと3回ぐらい意見交換会を開いたらいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
92	12/3	条例が32条もあるので多すぎます。	ご意見として承ります。
93	12/3	31ページ、「子どもの権利擁護の仕組み」、「子どもの権利擁護委員」で、検討委員会の報告書では「オンズパーソン（権利擁護委員）」という表現がありましたが、条例素案ではその表現がなくなっていること、一方で、ヤングケアラーという表現が残っていたり、「大切な子どもの権利」部分で「インクルーシブな学び」というのがなくなっていることについて、経緯や理由などをお聞きしたいです。	パブリックコメントをはじめとする様々なご意見を基に、「子どもの権利に関する条例検討委員会」の報告書が9月に完成しました。委員会報告書を踏まえ、現時点で条例に記載すべきと判断した、市の見解を素案でお示ししています。「オンズパーソン」を「子どもの権利擁護委員」という言葉にそろえたのは、市の考えとして、オンズパーソンという表現がわかりにくいのでは、という理由によるものです。将来的には愛称を付けることも想定しています。「ヤングケアラー」については、法的な定義がなされていないため、条文では言葉として使用していません。大切な子どもの権利の部分については、子どもの権利条約と対応させる形で表現を精査しました。
94	12/3	31ページ、32ページの擁護委員と専門員を誰がどうやって決めるのでしょうか。委員や専門員については、予算をどれぐらい割くのでしょうか。	擁護委員と専門員は市長が委嘱または任命する形になります。この部分の施行日については、別に規則に定める日としています。そのため、予算計上については現時点では未定です。施行の時点で市議会に予算案をお示しします。
95	12/3	「子どもの権利保障のための市民の活動」というのは、具体的に何なのかよくわからないので、教えてください。	子どもの権利を保障することに関連する活動全般になります。たとえば子どもの居場所の確保に関する活動などはその一例です。なお、市民活動への支援についてはすでに市もさまざまな施策を実施しており、個々の施策の中で支援対象の基準を設けています。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
96	12/3	子ども向けのアンケートで、48ページ、11番の「生きていることがめんどろだと感じたことがありますか？」という質問の意図がわからないのですが、それを子どもに聞いた理由を教えてください。	子どもの権利条例検討委員会の中で、子どもの自己肯定感が低下しているのでは、という意見があり、自己肯定感の現状の参考となる指標として設定しました。
97	12/3	31ページのオンブズパーソンについて、市長が委嘱するというのが消えているように見えますが、その辺の記載の変更はどうなっていますでしょうか。	31ページに記載の通り、市長が委嘱します。
98	12/3	9ページの「保障すべき子どもの権利」の下の説明のところに、こういうふうに育てほしいといった人間像を押しつけられないということという記載がありますが、子どもの権利の検討委員会とほぼ同じ時期に進行していた、学校・家庭・地域の協働体制という計画では、庁内の報告書か何かの中で、育てたい子ども像を共有する機会が必要というふうに何度も何度も出てきています。条例が最上位にあり、それをもとに計画が立っていく形だと思えますが、条例ではきれいな言葉で言うおきながら、実際の細々したプランのところで、育てたい子ども像を共有しなければいけないという全く反対の考え方を示しているというのは、市民として困惑してしまいます。	子どもの人格の形成を目指すといった意味合いで、庁内検討の中で使用されたことのある用語ですが、誤解を招きかねない表現であるため、現在は「育てたい子ども像」という言葉は使用しておらず、令和4年12月に取りまとめた「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会報告書」にも、「育てたい子ども像を共有する」という言葉は用いていません。 なお、小・中学校学習指導要領総則では、学校が教育課程を編成する際の原則として、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童・生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童・生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮し、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示されており、各学校では、子どもたちの実態や地域の実態を考慮し、家庭や地域社会と連携した教育課程を編成しています。
99	12/3	様々な計画がある中で、条例に基づく理念をどのように全庁的に統一していくのか、お考えを伺いたいです。	これまででも市では子どもの最善の利益の尊重をめざして全庁的に取り組んできました。条例が制定された後は、条例の考え方を全庁的に共有し、市として取り組んでいきます。
100	12/3	いじめに関しては、警察に事前に相談して何らかの決め事をしたほうが良いと思います。	いじめだけでなく、学校と警察の相互連絡制度のもとに連携を行っています。いじめ防止関係者連絡会には、武蔵野警察からも参加いただき、いじめ防止について連携しています。
101	12/3	12ページの「趣旨・説明」のところに「子ども自身が自主的、主体的な活動を通して権利の大切さを知る」とありますが、主体的な活動がどういうことかを具体的に教えてください。	子どもに押しつけて勉強させるという形ではなく、子どもが「権利って何だろう」ということを主体的に学ぶことのできる機会を確保するというものです。具体的な方法については、今後検討していきます。
102	12/3	18ページの「休む権利」は非常に重要だと思いますが、学ぶ権利も保障されていることで安心して休めると思うので、休むための学ぶ措置がどうなっているか知りたいです。	条例案第15条には「多様な学びの場」として、市は、何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが、自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めること、学校以外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境の整備と子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めることを定め、学ぶ権利を保障していきます。
103	12/3	65ページ、子どもの意見として、お母さん、お父さんを休ませてほしい。先生の人数をふやして先生が頑張れば良い、というようなことが書いてあります。18ページの「自分らしく居られる場所」とも関係していますが、学校以外、家庭以外の居場所という居場所づくりが非常に重要であり、学校に行かなくてもいい、休んでもいいということは非常に重要だと思っています。その上で、実は子どもは学校へ行きたいので学校を何とかしてほしいと思っています。学校へ行けなくても、例えば、クラスに行かなくてもいい、学校の中に先生ではない大人を入れたり、学校の中に教室ではない居場所をつくるなど学校をもう少し居やすい居場所にしてほしいと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
104	12/3	大人が幸せになってほしい、みたいなコメントを子どもが出していて、非常に重要な指摘だと思いますが、それに対してどのような対応を市は考えていますか。	「大人が幸せになってほしい」という言葉は、川崎市の例として、委員会の中で話題になりましたが、武蔵野市でも、おとなの権利も大切だ、という意見のある子どもが言っていました。子どもの権利を保障するためには、それを支えるおとなへの支援も必要であると考え、第4章「子どもを支える人々への支援」を規定しています。

番号	日付	質問・意見	市の考え方（当日の回答を踏まえ、適宜市の考え方を追記等しています）
105	12/3	27ページに教育の視点から、「趣旨・説明」のところに細かいしつけや教育的指導、子どもへの身体的な暴力など例示がありますが、最近の宗教2世のような宗教に関する虐待についてもぜひここに挙げていただきたいと思いました。	ご意見を今後の参考にさせていただきます。
106	12/3	これまでにたくさん意見をとったり、アンケートをとったりしているのはすごくすばらしいと思いますが、こういうアンケート自体が子どもにとっては苦痛になるということも心にとめておいていただきたいです。いろいろな窓口があるということが大事だと思いました。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
107	12/3	外国人の多様なバックグラウンドを持つ方のどのような団体にヒアリングしたか教えてください。	令和3年8月の子どもの権利に関する条例検討委員会市内事業視察において、公益財団法人武蔵野市国際交流協会にヒアリングをしています。外国語を母語としている子どもへの学習支援事業等の実態を聞いています。